

[事案 2024-43] 既払込保険料返還等請求

・令和7年12月4日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-42] の申立人の子である。

<事案の概要>

無面接募集を理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年3月に契約した医療保険について、以下の理由により、既払込保険料を返金して（請求①）、募集人から受けた精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい（請求②）。

- (1)（請求①について）募集人は自分に保険の内容を説明せず、書類には自分の母親が代筆するか、記載する箇所に丸をつけた書類を募集人から渡されたが、正しくない契約の仕方だと後で分かった。
- (2)（請求②について）募集人は自分の母親を病気だなどといい、巧妙な手口で悪者にし、自分を正当化している。母親のせいで募集人が会社に居づらくなり、会社を辞めることになったと、母親や自分の友人から伝えられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)（請求①について）代筆による申込書を受理していたことは事実であるが、代筆であることが付かなかったことに落ち度があったという判断は現状していない。また、無面接募集をもって、契約を取り消すまでの事情には当たらない。
- (2)（請求①について）申立人は、毎年案内が郵送されてきており、母親から聞いていたので当社の保険に加入したことは認識していると述べた。申立人は、申込時にクレジットカードの写真を母親に送っており、クレジットカード会社からの請求を通じて保険料の請求も把握していた上、契約後には登録住所の変更を行っており、契約を追認していた。
- (3)（請求②について）募集人が退社後に申立人の母親に関する発言をしているとの事実関係の確認はできていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の説明や署名の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は、本契約について母親に契約締結にあたっての代理権を与えていたため、申立人本人が申込手続書類に署名したものでなくても、契約の有効性自体には問題は生じない。しかし、本件では意向確認書についても代筆により処理されており、そもそも意向確認書を作成する趣旨が、申込書とは別個の書面を用いて、契約者本人の意向に合致している契約内容であるかについて改めて確認を行うものである以上、意向確認書の署名を代筆で処理することは、望ましいものではない。

- (2) 本件では、告知書についても、事前に申立人に確認した内容で母親が代筆したとのことであるが、告知書を他人が代筆で記入することで、内容に誤りが生じる可能性が生じることは否定できず、仮に内容に誤りがあった場合には、告知義務違反などの問題が生じ、契約者に不利益が生じることにもつながりかねないため、望ましいものではない。
- (3) 申込時に募集人が作成した取扱者報告書には、募集人が申立人と面談を実施したことを前提として、具体的な面談日時が記載されているが、申込関係の各書類が、申立人の母親の代筆であったという事実からすれば、実際には募集人は申立人と無面接であり、申立人の母親と面談した日時を取扱者報告書に記載した疑いが残る。